経費支出手続の不備

対象受検機関		検出事項					是正を求める事項	措置の内容 源泉徴収額の未納について、 過誤払となった旅費の戻入手続 を行い、所得税の納付を行った。
平野支援学校	講師謝礼(併せて講師に対して支給された旅費を含む。)の支出について、 所得税の源泉徴収額に誤りがあった。					の支出について、	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法 令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。	
	事業の 実施日			講師謝礼の 金額	の源泉徴収額	差引支給額	【所得税法】 (源泉徴収義務)	今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。
		誤		6,040円	510円	5,530円	第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若し	
	令和3年 8月 25 日	-	報償費	5,000円	510円	4, 490円	くは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払 の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について 所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日ま	
		内訳	旅費	1,040円	0円	1,040円		
		正		6,040円	616円	5, 424円	でに、これを国に納付しなければならない。	
		内訳	報償費	5,000円	510円	4, 490円	一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの 報酬、放送謝金、著作権(著作隣接権を含む。)又は工 業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するも	
			旅費	1,040円	106円	934円		
		誤		6,040円	510円	5,530円	ので政令で定める報酬又は料金	
	令和4年 1月11日	内訳	報償費	5,000円	510円	4, 490円	【所得税基本通達】 第4編 源泉徴収	
			旅費	1,040円	0円	1,040円		
		正		6,040円	616円	5, 424円	第6章 報酬、料金等に係る源泉徴収 法第 204 条《源泉徴収義務》関係	
		内訳	報償費	5,000円	510円	4, 490円	<共通関係>	
			旅費	1,040円	106円	934円	(報酬又は料金の支払者が負担する旅費)	
							204-4 法第204条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者(同項第5号に規定する事業を営む個人を含む。)に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204-2及び204-3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月17日)